ふぁみいろネットワーク
団体規約

2022 年 11 月 3 日制定
2023 年 3 月 3 日改訂

（名称）
第１条　この団体は、ふぁみいろネットワークと称する非営利の任意団体である。

（設立年月日）
第２条　この団体の設立年月日は、2022 年 11 月 3 日とする。

（所在地）
第３条　この団体の所在地および事務局を、東京都[redacted]の代表者宅に置く。

（目的）
第４条　この団体は、特定生殖補助医療（精子提供・卵子提供・代理懐胎等）によって家族形成を行う当事者およびその家族について、妊活、妊娠、出産、育児、さらに生まれた子どもの健全な発育まで、一貫性を持って継続的に支援することを目的とする。また、これらの治療や制度について、正しい知識の社会への普及啓発、研究協力と支援体制の増進に寄与することを目的とする。

（活動の種類）
第５条　この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。
（１）特定生殖補助医療の当事者の居場所づくり
（２）特定生殖補助医療に関して、当事者と研究者による知の協働創造
（３）特定生殖補助医療の当事者および社会に有益な情報の発信

（事業の種類）
第６条　この団体は、第４条の目的を達成するため、前条の活動に関わる事業として次に掲げる事業を行う。
（１）特定生殖補助医療の当事者同士の対面およびオンラインでの交流活動の支援事業
（２）特定生殖補助医療の当事者と研究者の研究協力・研究推進事業
（３）特定生殖補助医療の当事者および社会に対する理解啓発事業
（４）特定生殖補助医療に関する政策提言事業
（５）その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

（会員）
第７条　この団体の会員は、次の２種類とする。
（１）正会員
この団体の目的に賛同して本規約を承諾したうえで入会し、活動に参画するとともに、議決権を持つ個人。
（２）賛助会員
この団体の目的に賛同して本規約を承諾したうえで入会し、この会の事業を賛助支援する個人および団体。

（会員の持分）
第８条　この団体の財産は総有に属するものであり、会員が持分の分割請求および払戻請求をすることは、退会時を含め、いかなる場合もできないものとする。

（入会）
第９条　この団体に会員として入会しようとする者は、この団体の所定の入会申込手続きを事務局に対して行い、役員会の承認を得るものとする。

（会費）
第１０条　この団体の会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。
（１）正会員：年額 300 円
（２）賛助会員：（一口）年額１千円
２　本団体の事業年度および会計年度は毎年３月から翌年２月末までであり、会費は１年分前納を原則とする。

（退会・除名）
第１１条　この団体の会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。
２　正会員・賛助会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
（１）本人が死亡したとき。
（２）前事業年度末までに新年度の会費を納入せず、催告を受けてもなお納入しないとき。
３　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決によりこれを除名することができる。
（１）この規約に違反したとき。
（２）この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（役員）
第１２条　この団体に次の役員を置く。
（１）代表理事　　１名
（２）副代表理事　１名
（３）会計担当理事　　１名
（４）理事　　２名
（５）監事　　１名
２　第１項に定める役員は、正会員の互選により選出する。
３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。補欠選任された役員は前任者の残任期間とする。

（職務）
第１３条　代表理事は、この団体を代表し、その業務を統括する。
２　副代表理事は、代表理事を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時はその職務を代行する。
３　会計担当理事は、この団体の財産の管理業務を行う。
４　書記は、この団体の書類作成業務を行う。
５　監事は、この団体の業務および財産の状況を監査する。不正の事実を発見したときは、臨時総会の招集を請求し、これを総会に報告することとする。

（解任）
第１４条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。
（１）心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（総会）
第１５条　この団体の総会は、正会員を持って構成し、年に１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
２　総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。
（１）規約、事業等の変更
（２）解散
（３）事業計画及び収支予算並びにその変更
（４）事業報告及び収支決算
（５）役員の選任又は解任
（６）その他、団体の運営に関する重要事項

３　総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。但し書面表決書または委任状をもって出席とみなすことができる。
４　総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）
第１６条　総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）
第１７条　役員会は役員をもって構成する。
２　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）
第１８条　代表理事は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書、収支報告書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度及び会計年度）
第１９条　この団体の事業年度及び会計年度は、毎年３月１日に始まり，翌年２月末日に終わる。
但し、設立当初の事業年度及び会計年度はこの団体の設立日（2022 年 11 月 3 日）から 2023 年 2 月 28 日までとする。

（委任）
第２０条　この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（変更）
第２１条　この規約は、総会において、出席者の４分の３以上の承認がなければ変更できない。

附 則
この規約は、2022 年 11 月 3 日から施行する。
2023 年 3 月 3 日一部改定。